

○東洋食品工業短期大学 学則 目次

			頁
第 1 章	総則	第 1 条～第 2 条	1
第 2 章	学科、学生定員及び修業年限	第 3 条～第 4 条	1
第 3 章	学年、学期及び休業日	第 5 条～第 7 条	1
第 4 章	入学、退学及び休学	第 8 条～第 17 条	2
第 5 章	教育課程	第 18 条～第 21 条	3
第 6 章	進級・卒業等	第 22 条～第 24 条	4
第 7 章	検定料及び学費等	第 25 条～第 30 条	5
第 8 章	職員組織	第 31 条	5
第 9 章	大学運営会議及び教授会並びに各種センター及び専門委員会	第 32 条～第 33 条	6
第 10 章	社会人推薦入学者、科目等履修生及び外国人留学生	第 34 条～第 36 条	6
第 11 章	賞罰	第 37 条～第 38 条	7
第 12 章	奨学制度	第 39 条	7
第 13 章	公開講座等	第 40 条～第 41 条	7
第 14 章	学生寮	第 42 条	7
第 15 章	図書館	第 43 条	8
第 16 章	その他	第 44 条	8
別 表 1	第 18 条・第 23 条関係		10
別 表 2	第 25 条関係		14
別 表 3	第 35 条関係		15

○東洋食品工業短期大学 学則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、包装食品製造に関する理論及び実際技術の教授並びに研究を行い、食の安全・安心を担える責任感、誠実さ及び価値観を有する人材を育成し、包装食品業界の発展と人々の豊かな暮らしの創出に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

- 第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第 3 条 本学に、包装食品工学科を置く。
- 2 前項の学科の学生の定員は、次のとおりとする。
- 入学定員 35人 収容定員 70人

(修業年限及び在学年限)

- 第 4 条 本学の修業年限は、2年とする。
- 2 本学の卒業に必要な単位を修得するために在学できる在学年限は、4年とする。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

- 第 5 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

- 第 6 条 学年を次の2学期に分ける。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 学長が必要と認める場合は、前期の終期及び後期の始期の日を変更することがある。

(休業日)

- 第 7 条 休業日は、次のとおりとする。なお、春季、夏季及び冬季の休業日は別途定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日（３月２３日）
- 2 学長が必要と認める場合は、前項の休業日を変更することがある。

第４章 入学、退学及び休学

（入学の時期）

第８条 入学の時期は、学年の始め、又は学期の始めとする。

（入学資格）

第９条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、１８歳に達した者

（入学の出願）

第１０条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、本学の指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選抜）

第１１条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第１２条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに、

本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(退 学)

第 13 条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その旨を学長に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 学長は、所定の成績評価を得られず、成業の見込みがないと認められる場合、教授会の議を経て退学を勧告することがある。

(休 学)

第 14 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 ヶ月以上修学することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署の上、その旨を学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 学年が始まる前に休学を願い出て認められた場合、休学期間中は在籍料を納めなければならない。

(休学の期間)

第 15 条 休学の期間は、その学年の終わりまでとする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第 4 条第 2 項の在学年限に算入する。

(復 学)

第 16 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第 17 条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、教授会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 15 条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学費その他の納付金の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者
- (4) 長期間行方不明の者
- (5) 死亡した者

第 5 章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

- 第 18 条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、各年次に配分して編成する。
- 2 授業科目は、一般教育科目及び専門教育科目に分ける。
- 3 授業科目の種類及び必修又は選択科目の別、並びに単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第 19 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与と認定)

- 第 20 条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 試験等に関する事項は、別に定める。
- 3 教育上有益と認めるときは、本学学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができるものとする。単位認定に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 教育上有益と認めるときは、本学が単位互換協定を締結している大学又は短期大学において本学学生が履修した所定の授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

(成績の評価基準)

- 第 21 条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。
- 2 成績の評価基準は、別に定める。

第 6 章 進級・卒業等

(進 級)

- 第 22 条 1 年次から 2 年次に進級するためには、別に定める進級の要件を満たさなければならない。

(卒業)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定める卒業の要件を満たさなければならない。

2 別表1に定める授業科目及び単位数を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第24条 前条の規定により卒業した者には、短期大学士（食品工学）の学位を授与する。

第7章 検定料及び学費等

(検定料及び学費等の金額)

第25条 学費は、入学金及び授業料をいう。

2 検定料、学費、その他の費用の金額は、別表2のとおりとする。

(学費の納入期)

第26条 学費は、指定された期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、授業料に限って、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の学費)

第27条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の学費及び在籍料は、返還しない。

2 停学期間中の学費は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第28条 休学を許可され、又は命ぜられた者の学費は、別に定める。

(退学、復学の場合の学費)

第29条 退学した者、復学した者の学費は、別に定める。

(納入した検定料及び学費等)

第30条 既納の検定料、学費、その他の費用は、原則として返付しない。

第8章 職員組織

(職員の種類)

第31条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 9 章 大学運営会議及び教授会並びに各種センター及び専門委員会

(大学運営会議及び教授会)

- 第 3 2 条 大学運営及び大学改革について迅速かつ機動的な意思決定を確保するため、大学運営会議を置く。
- 2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。
 - 3 本学に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。
 - 4 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(センター及び専門委員会)

- 第 3 3 条 大学運営会議は、構成員の一部をもって構成するセンターを置き、全学的な事項について審議及び検討を委ねることができる。
- 2 各センターに関する必要な事項は、別に定める。
 - 3 教授会は、構成員の一部をもって構成する専門委員会を置き、大学の教育研究、対外活動、学生支援等に係る諸事項について審議及び検討を委ねることができる。
 - 4 専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第 1 0 章 社会人推薦入学者、科目等履修生及び外国人留学生

(社会人推薦入学者)

- 第 3 4 条 社会人で、本学に入学を希望する者は、選考のうえ、社会人推薦入学者として入学を許可することができる。
- 2 社会人推薦入学者は、第 3 条第 2 項に定める定員内とする。
 - 3 社会人推薦入学者に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第 3 5 条 本学の学生以外の者で、1 科目又は複数の科目を履修することを志願する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生は、第 3 条第 2 項に定める定員外とする。
 - 3 科目等履修生の検定料、入学金、科目履修料、実験・実習費、その他納付金については別表 3 のとおりとする。
 - 4 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第 3 6 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生は、第 3 条第 2 項に定める定員内とする。
 - 3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表 彰)

第 37 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲 戒)

第 38 条 本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を著しく怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席、常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第 2 項の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 奨学制度

(奨学制度)

第 39 条 本学に、奨学制度を置く。

- 2 前項の奨学制度に関する事項は、別に定める。

第 13 章 公開講座等

(公開講座)

第 40 条 本学は、包装食品工学の学理と實際を普及するとともに、地域社会の教育文化の向上と生涯学習の振興に資するため、公開講座を開設することがある。

(履修証明制度)

第 41 条 本学は教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を提供するために、履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、学校教育法第 105 条の規定に基づく履修証明書を交付する。

- 2 前項の履修証明制度に関して必要な事項は、別に定める。

第 14 章 学生寮

(学生寮)

第 42 条 本学に、カフェテリア、体育館、健康相談室、談話室等の厚生保健施設及び学生寮を置く。

- 2 カフェテリア、体育施設、健康相談室及び学生寮に関する必要な事項は、別に定め

る。

第 15 章 図書館

(図書館)

- 第 43 条 職員の研究並びに学生の自習に資するため、本学に図書館を置く。
- 2 前項の図書館に関する事項は、別に定める。

第 16 章 その他

(学則の改廃)

- 第 44 条 この学則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附則	1961年	4月	1日	制定	
	1993年	4月	1日	改定	
	1999年	4月	1日	改定	
	2004年	4月	1日	改定	
	2005年	4月	1日	改定	
	2005年	6月27日		改定	
	2005年12月20日			改定	
	2006年	4月	1日	改定	
	2007年	4月	1日	改定	
	2007年11月28日			改定	
	2008年	4月	1日	改定	
	2009年	4月	1日	改定	
	2010年	4月	1日	改定	
	2011年	4月	1日	改定	
	2012年	4月	1日	改定	
	2013年	3月	7日	改定	
	2014年	3月	6日	改定	
	2015年	3月	5日	改定	
	2015年	3月23日		改定・施行、第18条に定める別表1は、2015年度入学者より適用する。	
	2016年	1月12日		改定、2016年	4月
				1日	施行、第18条に定める別表1は、2016年度入学者から適用する。
	2017年	2月27日		改定、2017年	4月
				1日	施行、第18条に定める別表1は、2017年度入学者より適用する。
	2019年	2月12日		改定、2019年	4月
				1日	施行、第18条に定め

る別表１は、２０１８年度入学者に遡って適用する。

２０１９年 ３月 ４日 改定、２０１９年 ４月 １日 施行、第１８条に定める別表１の（１）は２０１９年度入学者から適用し、別表１の（２）は２０１８年度入学者に遡って適用する。

２０１９年 ７月２９日 改定、２０２０年 ４月 １日 施行、第２５条に定める別表２は、２０２０年度在学生から適用する。

２０２０年 １月１４日 改定、２０２０年 ４月 １日 施行

２０２０年 ９月 ９日 改定・施行

２０２１年 ２月１０日 改定、２０２１年 ４月 １日 施行

２０２２年 ２月 ９日 改定、２０２２年 ４月 １日 施行

２０２３年 ２月 ８日 改定、２０２３年 ４月 １日 施行

２０２４年 ３月１３日 改定、２０２４年 ４月 １日 施行

別表 1 (第 18 条・第 23 条関係)

2024 年度以降入学者

(1) 一般教育科目

授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
	必修	選択	
基礎英語 I	1		外国語科目群 (4 単位以上)
基礎英語 II	1		
英会話 I	1		
英会話 II	1		
英会話 III		1	
数学 I	2		専門基礎科目群 (8 単位以上)
化学 I	2		
数学 II		2	
化学 II		2	
生物学		2	
物理学		2	
データサイエンス・A I	2		教養原論科目群 (8 単位以上)
文章作成技術	2		
文学		2	
法学		2	
経済学		2	
歴史学		2	
健康スポーツ論		1	スポーツ科目群 (1 単位以上)
健康スポーツ実技		1	

(2) 専門教育科目

授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
	必修	選択	
食品原料	1		必修科目群 (32 単位)
食品容器 I	1		
食品加工 I	2		
工場衛生管理	1		
食品法規 I	1		
食品衛生学	2		
密封技術 I A	1		
密封技術 I B	1		
殺菌技術	2		
品質管理	2		
包装食品の保管	1		

食品微生物学	2		
食品分析学Ⅰ	1		
食品製造実習	2		
実践フードプロセス実習	2		
アセプティック飲料製造実習	1		
微生物実験Ⅰ	1		
食品分析実験Ⅰ	1		
金属容器密封実習	1		
非金属容器密封実習	1		
包装食品概論	1		
インターンシップ	2		
卒業課題研究	2		
食品低温利用学		1	
畜産加工論		1	
食品容器Ⅱ		1	
食品加工Ⅱ		1	
食品法規Ⅱ		1	
密封技術ⅡA		2	
密封技術ⅡB		1	
機械要素		1	
機械製図		1	
熱プロセス工学		1	
殺菌演習		1	
実践品質管理		1	
食品化学		1	
食品分析学Ⅱ		1	
飲料製造実習		1	
微生物実験Ⅱ		2	
食品分析実験Ⅱ		1	
二重巻締実習		2	
キャッピング実習		1	
ヒートシール実習		1	
巻締主任技術者認定実習		2	

選択科目群（10 単位以上）

2004年 4月 1日 改定
2005年 4月 1日 改定
2006年 4月 1日 改定
2007年 4月 1日 改定
2008年 4月 1日 改定
2009年 4月 1日 改定
2010年 4月 1日 改定

2011年	4月	1日	改定
2012年	4月	1日	改定
2013年	4月	1日	改定
2014年	4月	1日	改定
2015年	4月	1日	適用
2016年	4月	1日	適用
2017年	4月	1日	適用
2019年	4月	1日	適用
2021年	4月	1日	適用
2022年	4月	1日	適用
2023年	4月	1日	適用
2024年	4月	1日	適用

2023年度入学者

(1)一般教育科目

授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
	必修	選択	
基礎英語Ⅰ	1		外国語科目群（4単位以上）
基礎英語Ⅱ	1		
英会話Ⅰ	1		
英会話Ⅱ	1		
英会話Ⅲ		1	
数学Ⅰ	2		専門基礎科目群（8単位以上）
化学Ⅰ	2		
数学Ⅱ		2	
化学Ⅱ		2	
生物学		2	
物理学		2	
データサイエンス・AⅠ	2		教養原論科目群（8単位以上）
文章作成技術	2		
文学		2	
法学		2	
経済学		2	
歴史学		2	
健康スポーツ論		1	スポーツ科目群（1単位以上）
健康スポーツ実技		1	

(2) 専門教育科目

授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
	必修	選択	
食品原料	1		必修科目群 (33 単位)
食品容器概論	2		
食品加工Ⅰ	2		
工場衛生管理	1		
食品法規Ⅰ	1		
食品衛生学	2		
密封技術Ⅰ A	1		
密封技術Ⅰ B	1		
殺菌技術	2		
品質管理	2		
包装食品の保管	1		
食品微生物学	2		
食品分析学Ⅰ	1		
食品製造実習	2		
実践フードプロセス実習	2		
アセプティック飲料製造実習	1		
微生物実験Ⅰ	1		
食品分析実験Ⅰ	1		
金属容器密封実習	1		
非金属容器密封実習	1		
包装食品概論	1		
インターンシップ	2		
卒業課題研究	2		
食品低温利用学		1	選択科目群 (9 単位以上)
畜産加工論		1	
食品加工Ⅱ		1	
食品法規Ⅱ		1	
密封技術Ⅱ A		2	
密封技術Ⅱ B		1	
機械要素		1	
機械製図		1	
熱プロセス工学		1	
殺菌演習		1	
実践品質管理		1	
食品化学		1	
食品分析学Ⅱ		1	
飲料製造実習		1	
微生物実験Ⅱ		1	

食品分析実験Ⅱ		1
二重巻締実習		2
キャッピング実習		1
ヒートシール実習		1
巻締主任技術者認定実習		2

2004年 4月 1日 改定
2005年 4月 1日 改定
2006年 4月 1日 改定
2007年 4月 1日 改定
2008年 4月 1日 改定
2009年 4月 1日 改定
2010年 4月 1日 改定
2011年 4月 1日 改定
2012年 4月 1日 改定
2013年 4月 1日 改定
2014年 4月 1日 改定
2015年 4月 1日 適用
2016年 4月 1日 適用
2017年 4月 1日 適用
2019年 4月 1日 適用
2021年 4月 1日 適用
2022年 4月 1日 適用
2023年 4月 1日 適用

別表2（第25条関係）

費目	金額
検定料	20,000円
入学金	100,000円
授業料	500,000円
その他納付金	別途定める

休学者

費目	金額
在籍料	100,000円

2010年 4月 1日 改定
2011年 4月 1日 改定

2012年11月 5日 改定

2013年 3月 7日 改定

2020年 4月 1日 適用

別表3（第35条関係）

費目	金額
検定料	10,000円
入学金	20,000円
科目履修料（1単位当たり）	10,000円
実験・実習費（1単位当たり）	20,000円
その他納付金	別途定める

2011年 4月 1日 改定

2024年 3月13日 改定